

記者発表資料
平成25年5月17日
水産業振興課流通加工班
担当者：吉田、大野澤（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う イシガレイの出荷自粛の解除について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたことから平成25年1月22日付けで県から出荷自粛を要請していた仙台湾南部海域のイシガレイについて、下記のとおり解除することとしましたのでお知らせします。

なお、今回の解除で県内全海域におけるイシガレイの出荷が可能となります。

記

1 出荷自粛解除の内容

- (1) 解除する対象海域 仙台湾南部海域（別紙④海域）
- (2) 対象魚種 イシガレイ
- (3) 出荷開始日 平成25年5月18日（土）
- (4) 水揚げ自粛の解除を決定した理由

平成25年4月5日から5月14日までに、仙台湾南部海域における数地点の検査結果が全て国の基準値以下であり、直近2週間で3地点以上の検査結果が全て50ベクレル/kgを下回っていたこと。

2 その他の対応

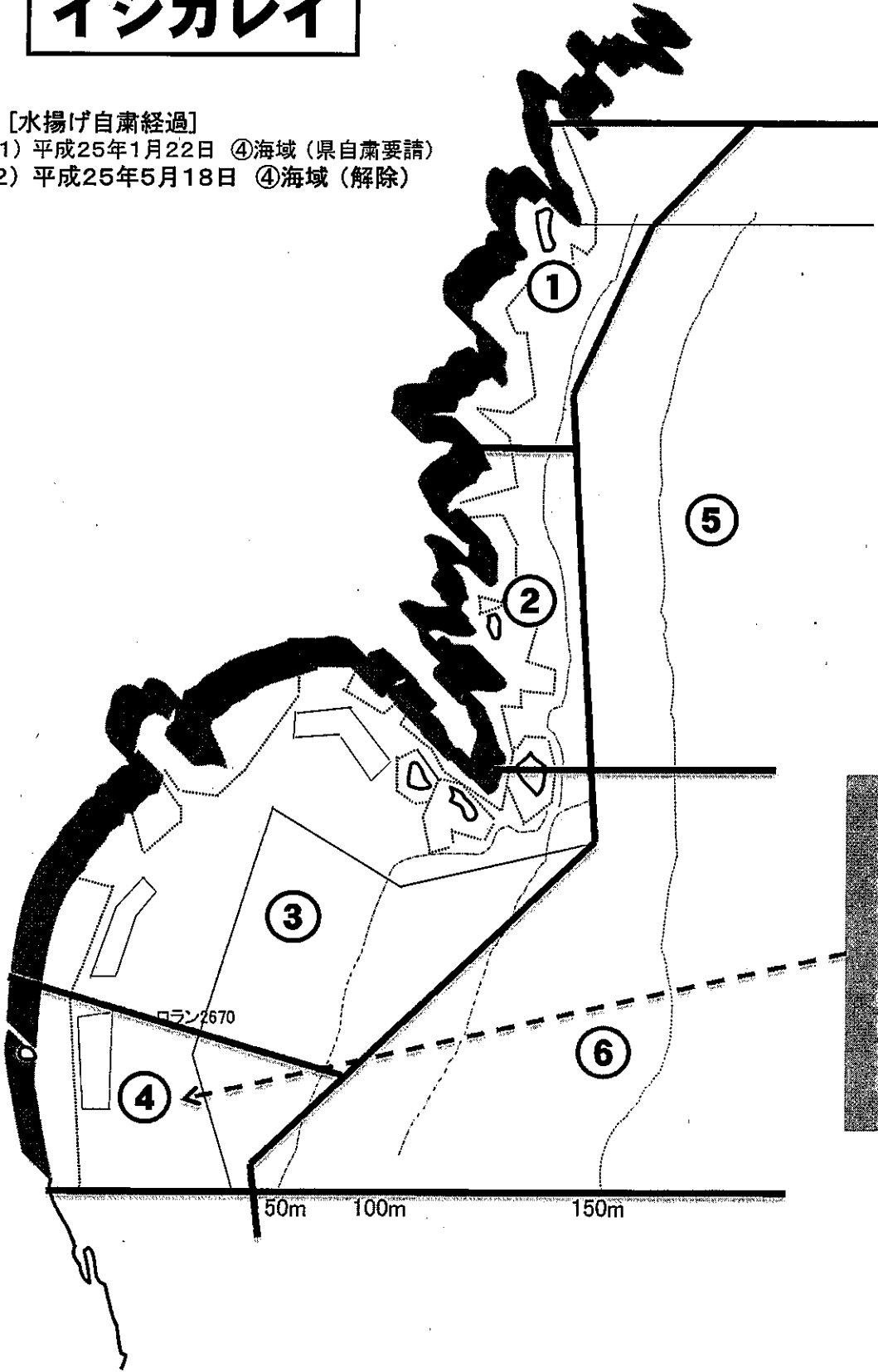
今回、自粛解除した海域におけるイシガレイの検査を継続する。

(平成25年5月18日現在)

イシガレイ

[水揚げ自粛経過]

- 1) 平成25年1月22日 ④海域 (県自粛要請)
- 2) 平成25年5月18日 ④海域 (解除)



今回、県の出荷自粛を解除する④仙台湾南部海域